

## 【国民保護】

沖縄県先島諸島からの避難住民受入れ及び  
救援の実施に係る初期的な計画  
(概要版)

令和7年3月  
宮崎県

# 目次

## **1 総論**

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ○計画作成の経緯                   | 1  |
| ○計画の作成における想定自治体            | 2  |
| ○計画作成に当たっての前提事項            | 3  |
| ○計画作成に当たっての情勢等の概略          | 5  |
| ○避難受入れ及び救援の実施に当たっての基本的な考え方 | 6  |
| ○避難受入地域                    | 7  |
| ○具体的な検討を行うコミュニティ           | 8  |
| ○初期的な計画の全体イメージ             | 9  |
| ○宮崎県の体制                    | 10 |

## **2 避難受入れ及び救援の実施要領**

|               |    |
|---------------|----|
| ○輸送手段の確保      | 11 |
| ○収容施設の供与      | 23 |
| ○食品・飲料水の調達・提供 | 29 |
| ○生活必需品の調達・提供  | 32 |
| ○避難者の健康管理     | 35 |
| ○通信設備の提供      | 37 |
| ○その他の項目       | 40 |

## **3 その他**

|          |    |
|----------|----|
| ○今後の検討課題 | 42 |
|----------|----|

- 国民保護法第32条の規定に基づき国が定めている「国民の保護に関する基本指針」において、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難については、島外に避難させる場合に輸送手段の制約があることから、適切な実施のための体制づくりなどに、国が特段の配慮をすることが必要とされている。  
また、国は、九州各県をはじめとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、県外での避難住民の受入れ等について配慮を行うことが必要とされている。
- これまで国は沖縄県と連携し、先島諸島の住民が県域を越える広域避難を行うことを想定して令和4年度から図上訓練等を行い、検討を進めてきた。また、令和6年度から、県域を越えて避難した場合に、避難先で必要となる各種の調整や手順を確認し、その実効性を高めるために、訓練上の一つの想定として九州・山口各県を避難先に設定し、受入れに係る検討に取り組むこととし、その検討を九州・山口各県に依頼した。
- 今回の取組では、令和8年度を目途として、避難住民の受入れに必要な準備事項や役割分担等を整理した「受入れ基本要領」を作成することとし、令和6年度については、避難当初の約1か月間に必要となる支援等を盛り込んだ「初期的な計画」の作成が求められている。

## 【想定自治体名】 沖縄県宮古島市

沖縄県及び内閣官房からの依頼により、宮崎県では、宮古島市からの避難住民のうち、9,765名を受け入れることとする。

### 留意点

- ※1 住民避難に係る要領や受入れの要領等を具体化するための前提であり、特定の有事を想定したものではありません。
- ※2 要避難地域（どこの地域の方が避難の必要があるのか）や避難先地域（どこの地域が安全性が高いのか）、安全な避難経路と手段が確保できているのかなど、政府（事態対策本部）の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもの。  
訓練上の想定はあくまで仮定のものであり、決まったものではありません。

# 計画作成に当たっての前提事項

## 1 国から示された前提事項

### 情勢

- 本計画においては、国が「武力攻撃予測事態」を認定した上で避難が開始されるものとし、住民避難の可能性が生じてから避難開始までに十分な調整時間があるものとする。
- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- ただし、先島諸島から九州・山口各県に避難が行われることから、国から国民に対して「九州・山口各県への入域の自粛要請」が行われ、本県へ訪れる観光客等は大幅に減少し、避難開始までに県内の宿泊施設は全て空室となっているものとする。

### 計画上の前提

- 初期的な計画の検討範囲は、避難当初の約1か月間とし、国民保護法第75条に規定する「救援」のうち、今年度に検討する項目は次のとおり。

|               |              |
|---------------|--------------|
| ①輸送手段の確保      | ②収容施設の供与     |
| ③食品・飲料水の調達・提供 | ④生活必需品の調達・提供 |
| ⑤避難者の健康管理     | ⑥通信設備の提供     |
- 本県は、要避難地域である宮古島市の一部住民（9, 765名）を受け入れることとする。
- 宮古島市からの避難は、民間航空機を利用することとし、鹿児島空港を経由して避難するものとする。また、住民避難の開始から完了までの期間は、6日程度とする。
- 避難先までの住民輸送は一義的に避難元自治体で実施すべき事務であるが、沖縄県側が九州管内の交通事業者と調整して輸送手段を確保することは困難であると考えられるため、今回の検討では、国民保護法第13条第1項に基づく手続の特例により、鹿児島空港から本県までの避難に関する事務を本県が沖縄県から委託された想定とし、本県が輸送手段の確保を行うこととする。
- 本計画においては、避難開始まで十分な調整時間があるものの、長期避難住宅の建設や公営住宅の準備等までは間に合わないことも想定されることから、避難当初約1か月間の避難先として、日頃から旅行者等の宿泊を受け入れており、客室数も多い宿泊施設（ホテル・旅館等）を収容施設とする。
- 避難に当たっては、可能な限り避難住民のコミュニティの維持に配慮したものとする。

# 計画作成に当たっての前提事項

## 計画上の前提（続き）

- 要配慮者に関する検討は令和7年度以降に行うこととし、今回の計画では健常者（透析患者対応を含む）への救援について検討を行うこととする。
- 「食品・飲料水の調達・提供」及び「生活必需品の調達・提供」について、国民保護法第75条第2項の規定では「都道府県知事が必要と認めるときは、金銭を支給してこれを行うことができる」旨の規定があるが、本計画においては、現物支給で検討することとする。
- 今回の検討は、他県からの住民を受け入れることとなった場合に必要な各種の調整や手順を確認し、その実効性を高めるために行うものであることから、P3の②から⑥までの項目の具体的な検討は、避難住民全体の中から選定した複数のコミュニティを対象に行うこととする。

## 2 県が設定した前提事項

### 情勢

- 先島諸島の住民避難に十分先立って、国は避難に係る検討を開始し、その旨を沖縄県及び九州・山口各県に情報提供したものとする。
- 先島諸島の住民避難に十分先立って、国は島外避難の可能性があると判断し、沖縄県及び九州・山口各県に、九州・山口各県を避難先地域として指定する可能性がある旨を告げ、事前の連携体制構築を依頼するものとする。
- 武力攻撃予測事態の認定後、国は沖縄県及び九州・山口各県を国民保護法第25条第1項に基づき国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定するものとする。

### 計画上の前提

- 避難住民の円滑な受入れのため、避難住民の本県到着後、本人確認や収容先の宿泊施設の調整等を行う「避難先連絡所」を設置する。
- 具体的な検討を行う複数のコミュニティについて、まずはすべての行政区の中で、最も人口の多い久松小学校コミュニティの中にある「大三俵三区」を選定する。また、検討の幅を持たせるために、久松小学校区とは別の小学校区の中から、最も人口の多い「七原」を選定し、計2つのコミュニティを検討の対象として設定する。

# 計画作成に当たっての情勢等の概略（一例）

以下、今年度は国が示した検討の前提として、すべての関係者にとって十分に時間が取れる状況を仮定したものであるが、実際の状況の推移はこれよりも厳しいものとなる可能性がある。

| 事態認定等 |            | 平素の態勢                                                                                        | 武力攻撃予測事態                                                            |
|-------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 期 間   |            | <div>避難・受入調整時間※</div> <div>※避難開始までに十分な調整時間</div> <div>避難受入れ・救援実施</div>                       |                                                                     |
| 政 府   |            | ▼武力攻撃予測事態の認定に至るかどうかが不明だが、先島諸島の住民を県外へ避難させる可能性もあると判断し、引き続き武力紛争を回避すべく外交努力を継続。該当県に事前の連携体制の構築等を依頼 | ▼避難措置の指示<br>▼救援の実施<br>▼合同対策協議会<br><br>※住民の島外避難に先立ち、避難先地域への入域自粛要請を実施 |
| 沖縄県   | 全般         | ▼沖縄県国民保護対策本部                                                                                 |                                                                     |
|       | 先島住民等の避難状況 | ▼島外避難                                                                                        |                                                                     |
| 宮崎県   | 県内情勢       | <div>平時の社会経済活動等が営まれている</div> <div>※国の入域自粛要請発出後は、観光又はビジネスを目的とする来訪者は大幅に減少</div>                |                                                                     |
|       | 全般         | ▼国や沖縄県等との情報共有<br>▼避難住民の受入準備に必要な体制の設置                                                         | ▼宮崎県国民保護対策本部                                                        |

## **1 避難住民のコミュニティへの配慮**

東日本大震災では、住所地を離れ、全国各地に避難する広域避難者が長期の避難生活を余儀なくされ、避難先での生活や住宅の再建をどうするかなど様々な課題を抱えることとなった。また、避難元の地方公共団体等は広域避難者に対して、ふるさとの復旧・復興状況に関する情報提供や生活再建意向の把握、帰郷の支援が求められることとなった。

このようなことから、国は先島諸島からの住民避難に関して、可能な限り避難住民のコミュニティの維持に配慮した計画とすることを求めている。

このため、本計画では県内のホテル・旅館等の状況を勘案しつつ、可能な限り避難住民のコミュニティの維持に配慮する。

## **2 県民生活と救援の両立**

国が行う入域の自粛要請により本県への観光又はビジネスを目的とする来訪者は大幅に減少しているものの、平時の社会経済活動等が営まれていることから、県民に対する行政サービス等を維持しながら、避難住民への救援を実施する必要がある。

このため、行政機関のみならず、民間事業者の協力を最大限活用し、救援を実施することとする。

## **3 県民に対する情報提供**

避難住民が円滑に県内で避難生活を実施するためには、県民の理解及び協力が必要となる。このため、県は先島諸島からの避難住民受入れに係る情報を県民に対して適時に、かつ、適切な方法で提供し、県民と避難住民が共生できるよう努めることとする。



# 避難受入地域

< 本県の想定避難住民総数 >

宮古島市の避難住民約 55,000 名のうち、9,765 名

< 県内市町村ごとの宿泊施設の収容可能人数（上位 10 自治体） >

| 市町村名 | 収容可能人数 |       |       |        |        | 市町村名 | 収容可能人数 |     |     |        |     |
|------|--------|-------|-------|--------|--------|------|--------|-----|-----|--------|-----|
|      | 洋室     |       |       | 和室・その他 | 合計     |      | 洋室     |     |     | 和室・その他 | 合計  |
|      | シングル   | ツイン   | ダブル   |        |        |      | シングル   | ツイン | ダブル |        |     |
| 宮崎市  | 2,865  | 3,522 | 2,264 | 4,357  | 13,008 | 都城市  | 161    | 98  | 156 | 132    | 547 |
| 日南市  | 157    | 342   | 72    | 912    | 1,483  | 高鍋町  | 187    | 34  | 34  | 265    | 520 |
| 高千穂町 | 50     | 174   | 66    | 897    | 1,187  | 串間市  | 46     | 12  | 0   | 279    | 337 |
| 延岡市  | 484    | 212   | 126   | 293    | 1,115  | 小林市  | 26     | 58  | 0   | 238    | 322 |
| 日向市  | 229    | 178   | 16    | 130    | 553    | 綾町   | 5      | 30  | 0   | 250    | 285 |

※宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に加盟している宿泊施設分

- 想定避難住民総数と宿泊施設の収容可能人数、コミュニティの維持を踏まえ、避難当初の約 1 か月間の避難先として、宮崎市内の宿泊施設への避難を原則とする。なお、家族構成等により、宿泊施設の定員をフルに活用できない（ツインの部屋に 1 人で避難、4 人部屋に 2 人で避難など）ことにより部屋数が不足する場合は、宮崎市に近接する自治体での受入れも検討する。

# 具体的な検討を行うコミュニティ

<宮古島市住民（宮崎県受入分）のコミュニティ別一覧表>

| コミュニティ名称 | 行政区          | 読み仮名      | 世帯数   | 人口    | コミュニティ名称                                                                                                                                                                                                                | 行政区        | 読み仮名  | 世帯数   | 人口  |
|----------|--------------|-----------|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|-------|-----|
| 久松小学校    | ひさまつしょうがっこう  |           | 2,872 | 5,386 | 西辺小学校                                                                                                                                                                                                                   | にしべしょうがっこう |       | 552   | 944 |
|          | 南西里二区        | みなみにしざとにく | 42    | 77    |                                                                                                                                                                                                                         | 添道         | そえどう  | 2     | 2   |
|          | 大三俵二区        | おおみたわらにく  | 1     | 1     |                                                                                                                                                                                                                         | 福山         | ふくやま  | 74    | 107 |
|          | 大三俵三区        | おおみたわらさんく | 1,175 | 2,163 |                                                                                                                                                                                                                         | 西原         | にしはら  | 390   | 712 |
|          | 大原三区         | おおはらさんく   | 949   | 2,026 |                                                                                                                                                                                                                         | 大浦         | おおうら  | 86    | 123 |
|          | 久貝           | くがい       | 355   | 518   | 合計                                                                                                                                                                                                                      |            | 5,292 | 9,765 |     |
|          | 松原           | まつばら      | 350   | 601   |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |
| 鏡原小学校    | かがみはらしょうがっこう |           | 1,868 | 3,435 | <div>○ まず、すべての行政区の中で、最も人口の多い久松小学校コミュニティの中にある「大三俵三区（おおみたわらさんく）」を選定。</div> <div>○ 次に、検討の幅を持たせるために、久松小学校コミュニティとは別の小学校区の中から、最も人口の多い「七原（ななはら）」を選定し、計2つのコミュニティを検討の対象として設定する。</div> <div>「世帯数：1, 803世帯」<br/>「人口：3, 487名」</div> |            |       |       |     |
|          | 松原           | まつばら      | 25    | 44    |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |
|          | 七原           | ななはら      | 628   | 1,324 |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |
|          | 地盛           | じもり       | 383   | 728   |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |
|          | 山中           | やまなか      | 165   | 272   |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |
|          | 野原越          | のぼるごし     | 126   | 231   |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |
|          | 盛加           | もりか       | 59    | 116   |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |
|          | 細竹           | こまだけ      | 60    | 93    |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |
|          | 宮原           | みやはら      | 332   | 500   |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |
|          | 高野           | たかの       | 90    | 127   |                                                                                                                                                                                                                         |            |       |       |     |

8

# 初期的な計画の全体イメージ

※受入に係る費用は県が支弁し、国が負担

要避難地域  
(沖縄県宮古島市)

沖縄県

宮古島市の住民

9,765人

宮古空港・下地空港



バス



航空機

受入地域(宮崎市)

鹿児島県

宮崎県

## ①輸送手段の確保

- ・宮崎県が交通事業者への委託を行い、鹿児島空港から宿泊施設等までの輸送手段を確保
- ・交通事業者職員が鹿児島空港から宿泊施設までの付添いを実施

宮崎県が鹿児島空港から宿泊施設までの住民の避難誘導を実施

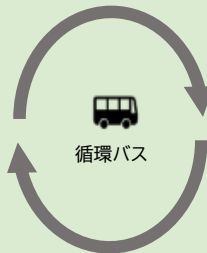
避難後  
約1カ月間  
を想定

交通事業者と調整し、  
貸切バスにて輸送



バス

コミュニティ維持のため、  
避難完了後も運行継続



循環バス

避難先連絡所  
(民間施設)

宿泊施設  
(ホテル・旅館等)

## (主な機能)

- ・避難住民の受入窓口 (本人確認、健康状態の確認)
- ・生活必需品等物資の拠点
- ・生活支援の相談窓口 (宮崎県及び宮崎市)
- ・宮古島市役所の一時的な機能移転
- ・避難住民の「集いの場」等

## ②収容施設の供与

- ・宮崎県が旅行代理店事業者に委託し、事業者が宿泊施設と調整を行った上で、部屋を確保
- ・宮崎県が宮古島市から住民情報を引き継ぎ、地区/家族単位などコミュニティ維持に配慮して、避難住民を割り振り

## ③食品・飲料水の調達・提供

- ・宿泊施設が食事と飲料水を提供、宮崎県が不足分の弁当及び飲料水を手配

## ④生活必需品の調達・提供

- ・宮崎県が事業者と締結している災害時応援協定の枠組みを活用して物資を調達し、提供

## ⑤避難者の健康管理

- 宮崎県が宮崎市、医療機関及び関係団体と連携し、以下を実施
- ・避難先連絡所での医師及び保健師等による健康相談
  - ・避難完了後の保健師等による健康相談窓口の設置
  - ・透析が必要な避難住民の受入医療機関を調整し、情報提供
  - ・県内の医療機関の情報を提供

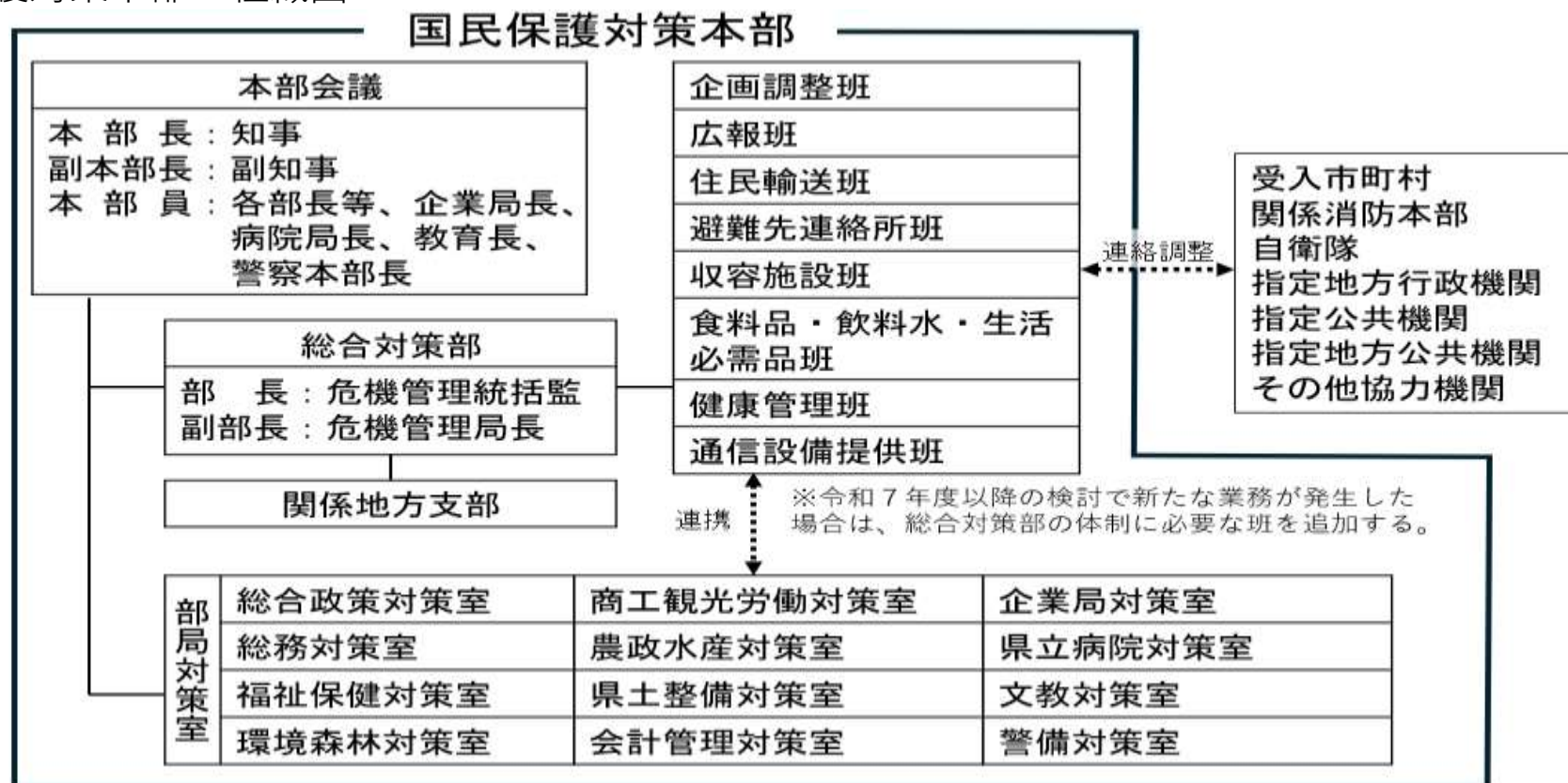
## ⑥通信設備の提供

- ・宮崎県が通信事業者への委託を行い、避難先連絡所、宿泊施設にWi-Fi通信環境を整備

# 宮崎県の体制

- 国民保護法第25条の規定により、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として国から指定の通知があった場合に、都道府県では国民保護対策本部を設置することとされている。
- 今回の取組では、国民保護対策本部を設置すべきとして国から指定があるとの想定のもと、宮崎県国民保護計画に規定する国民保護対策本部の体制により、受入れの対応を行うこととする。
- 宮崎県国民保護計画における国民保護対策本部の組織は、武力攻撃災害等の発生状況等を勘案し、必要な体制をとることとされている。また、対策本部設置前であっても、本県の判断に基づく警戒本部等の設置により、事前準備等の対応を行うことが想定される。

<国民保護対策本部の組織図>



## 【①輸送手段の確保】

### 検討の前提及び想定

- 宮古島市の住民は、地元の宮古空港及び下地空港を出発し、鹿児島空港に到着する。
- 避難元自治体からの住民の引き受けは、鹿児島空港内で実施する。
- 避難先までの住民輸送は一義的に避難元自治体で実施すべき事務であるが、沖縄県側が九州管内の交通事業者と調整して輸送手段を確保することは困難であると考えられるため、今回の検討では、国民保護法第13条第1項に基づく手続の特例により、鹿児島空港から本県までの避難に関する事務を本県が沖縄県から委託されたものとし、本県が輸送手段を確保する。
- 住民避難は6日間かけて行われ、本県へは1日あたり約1,600人が避難してくる（9,765名÷6日間の計算）。
- 鹿児島空港から避難先連絡所（詳細はP23）までは、県が確保する貸切バスにより輸送を実施する。

### 宮崎県における検討結果

#### <輸送計画>

- 国から示されたフライトスケジュール（仮定）をもとに、必要となるバスの台数把握や運行スケジュールを作成。

#### 【1日あたりに必要となるバスの台数】

|          |             |               |            |
|----------|-------------|---------------|------------|
| ・ 1～2日目： | 9便・ 1,521名  | ⇒ 大型バス（45名程度） | <u>36台</u> |
| ・ 3～6日目： | 10便・ 1,686名 | ⇒ 大型バス（45名程度） | <u>40台</u> |

#### <輸送経路>

- 避難住民の輸送経路については、避難住民の負担軽減を図るため、避難先連絡所に最速な九州自動車道を利用する。

※バスの運行については、交通事業者への委託を想定。また、鹿児島空港から避難先連絡所までは、交通事業者職員が付き添いを実施。

# 【避難住民の輸送計画】全体概要

| 便名  | 機体     | 出発空港 | 到着人数     |          |          |          |          |          |
|-----|--------|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|     |        |      | 1日目      | 2日目      | 3日目      | 4日目      | 5日目      | 6日目      |
| 6－2 | ANA738 | 宮古   | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    |
| 6－3 | ANA738 | 宮古   | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    |
| 6－4 | ANA738 | 宮古   | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    |
| 6－5 | ANA738 | 宮古   | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    |
| 1－2 | SKY738 | 下地   | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    |
| 6－6 | ANA738 | 宮古   | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    |
| 1－3 | SKY738 | 下地   | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    |
| 6－7 | ANA738 | 宮古   | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    |
| 1－4 | SKY738 | 下地   | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    | 1 7 7    |
| 6－8 | ANA738 | 宮古   |          |          | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    | 1 6 5    |
| 合計  |        |      | 1, 5 2 1 | 1, 5 2 1 | 1, 6 8 6 | 1, 6 8 6 | 1, 6 8 6 | 1, 6 8 6 |

# 【避難住民の輸送計画】各日のスケジュール（１～２日目）

| 便名  | 機体     | 人数  | 主発<br>空港 | 空港発   | → | 鹿児島<br>空港着 | → | 空港発   | → | 避難先<br>連絡所着 |
|-----|--------|-----|----------|-------|---|------------|---|-------|---|-------------|
| 6-2 | ANA738 | 165 | 宮古       | 9:45  | ✈ | 11:15      | → | 12:00 | 🚌 | 14:00       |
| 6-3 | ANA738 | 165 | 宮古       | 10:55 | ✈ | 12:25      | → | 13:10 | 🚌 | 15:10       |
| 6-4 | ANA738 | 165 | 宮古       | 12:05 | ✈ | 13:35      | → | 14:20 | 🚌 | 16:20       |
| 6-5 | ANA738 | 165 | 宮古       | 13:15 | ✈ | 14:45      | → | 15:30 | 🚌 | 17:30       |
| 1-2 | SKY738 | 177 | 下地       | 13:20 | ✈ | 14:50      | → | 15:35 | 🚌 | 17:35       |
| 6-6 | ANA738 | 165 | 宮古       | 14:25 | ✈ | 15:55      | → | 16:40 | 🚌 | 18:40       |
| 1-3 | SKY738 | 177 | 下地       | 15:00 | ✈ | 16:30      | → | 17:15 | 🚌 | 19:15       |
| 6-7 | ANA738 | 165 | 宮古       | 15:35 | ✈ | 17:05      | → | 17:50 | 🚌 | 19:50       |
| 1-4 | SKY738 | 177 | 下地       | 16:40 | ✈ | 18:10      | → | 18:55 | 🚌 | 20:55       |



# 【避難住民の輸送】各日のスケジュール（3～6日目）

| 便名  | 機体     | 人数  | 主発空港 | 空港発   | → | 鹿児島<br>空港着 | → | 空港発   | → | 避難先<br>連絡所着 |
|-----|--------|-----|------|-------|---|------------|---|-------|---|-------------|
| 6-2 | ANA738 | 165 | 宮古   | 9:45  | ✈ | 11:15      | → | 12:00 | 🚌 | 14:00       |
| 6-3 | ANA738 | 165 | 宮古   | 10:55 | ✈ | 12:25      | → | 13:10 | 🚌 | 15:10       |
| 6-4 | ANA738 | 165 | 宮古   | 12:05 | ✈ | 13:35      | → | 14:20 | 🚌 | 16:20       |
| 6-5 | ANA738 | 165 | 宮古   | 13:15 | ✈ | 14:45      | → | 15:30 | 🚌 | 17:30       |
| 1-2 | SKY738 | 177 | 下地   | 13:20 | ✈ | 14:50      | → | 15:35 | 🚌 | 17:35       |
| 6-6 | ANA738 | 165 | 宮古   | 14:25 | ✈ | 15:55      | → | 16:40 | 🚌 | 18:40       |
| 1-3 | SKY738 | 177 | 下地   | 15:00 | ✈ | 16:30      | → | 17:15 | 🚌 | 19:15       |
| 6-7 | ANA738 | 165 | 宮古   | 15:35 | ✈ | 17:05      | → | 17:50 | 🚌 | 19:50       |
| 1-4 | SKY738 | 177 | 下地   | 16:40 | ✈ | 18:10      | → | 18:55 | 🚌 | 20:55       |
| 6-8 | ANA738 | 165 | 宮古   | 16:45 | ✈ | 18:15      | → | 19:00 | 🚌 | 21:00       |

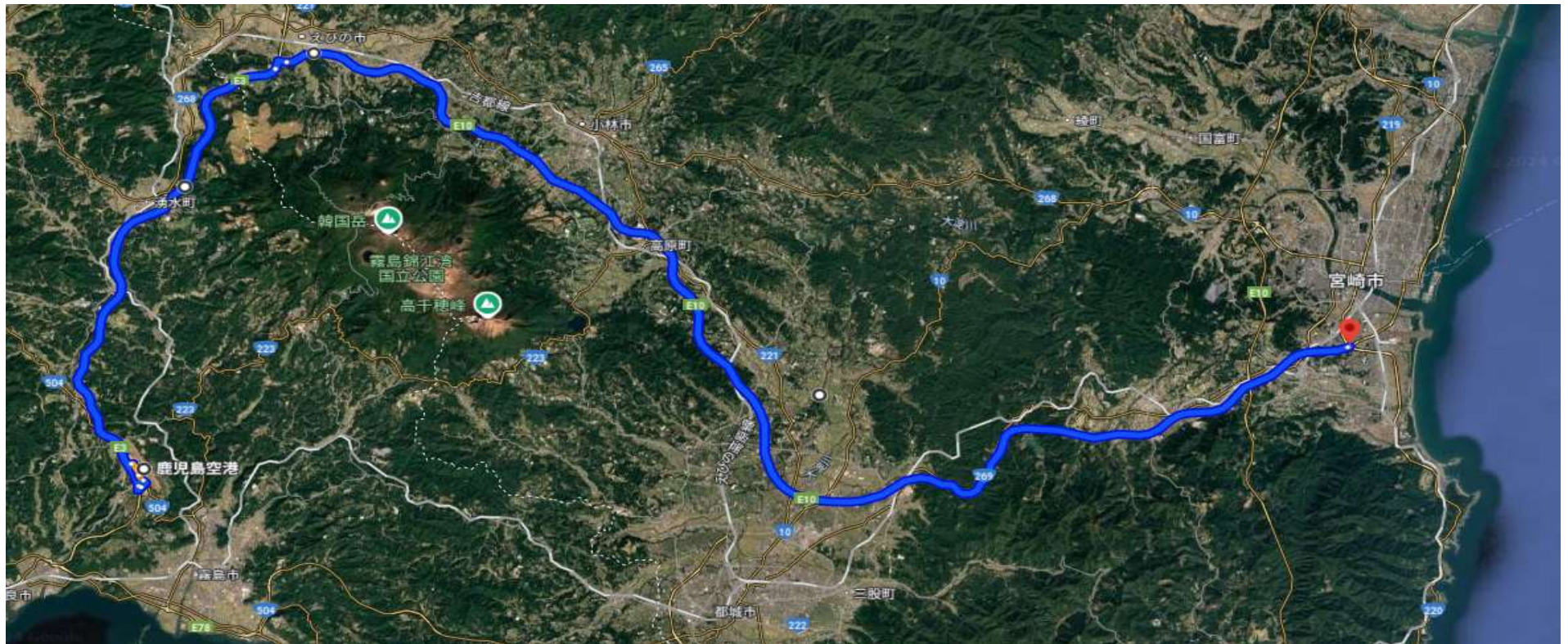


# 避難住民の輸送に使用するバスの台数試算

| 日程                | 枠  | 便名  | 機体     | 主発空港 |       | 鹿児島空港 |       | 避難先   | 人員      |         |         | バス    |      |       |
|-------------------|----|-----|--------|------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|-------|------|-------|
|                   |    |     |        | 空港   | 出発    | 到着    | 出発    | 到着    | 小計      | 日計      | 枠計      | 台数    | 日計   | 枠計    |
| 1<br>～<br>2<br>日目 | 1  | 6-2 | ANA738 | 宮古   | 9:45  | 11:15 | 12:00 | 14:00 | 165 名   | 1,521 名 | 3,042 名 | 4 台   | 36 台 | 72 台  |
|                   | 2  | 6-3 | ANA738 | 宮古   | 10:55 | 12:25 | 13:10 | 15:10 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 3  | 6-4 | ANA738 | 宮古   | 12:05 | 13:35 | 14:20 | 16:20 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 4  | 6-5 | ANA738 | 宮古   | 13:15 | 14:45 | 15:30 | 17:30 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 5  | 1-2 | SKY738 | 下地   | 13:20 | 14:50 | 15:35 | 17:35 | 177 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 6  | 6-6 | ANA738 | 宮古   | 14:25 | 15:55 | 16:40 | 18:40 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 7  | 1-3 | SKY738 | 下地   | 15:00 | 16:30 | 17:15 | 19:15 | 177 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 8  | 6-7 | ANA738 | 宮古   | 15:35 | 17:05 | 17:50 | 19:50 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 9  | 1-4 | SKY738 | 下地   | 16:40 | 18:10 | 18:55 | 20:55 | 177 名   |         |         | 4 台   |      |       |
| 3<br>～<br>6<br>日目 | 1  | 6-2 | ANA738 | 宮古   | 9:45  | 11:15 | 12:00 | 14:00 | 165 名   | 1,686 名 | 6,744 名 | 4 台   | 40 台 | 160 台 |
|                   | 2  | 6-3 | ANA738 | 宮古   | 10:55 | 12:25 | 13:10 | 15:10 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 3  | 6-4 | ANA738 | 宮古   | 12:05 | 13:35 | 14:20 | 16:20 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 4  | 6-5 | ANA738 | 宮古   | 13:15 | 14:45 | 15:30 | 17:30 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 5  | 1-2 | SKY738 | 下地   | 13:20 | 14:50 | 15:35 | 17:35 | 177 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 6  | 6-6 | ANA738 | 宮古   | 14:25 | 15:55 | 16:40 | 18:40 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 7  | 1-3 | SKY738 | 下地   | 15:00 | 16:30 | 17:15 | 19:15 | 177 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 8  | 6-7 | ANA738 | 宮古   | 15:35 | 17:05 | 17:50 | 19:50 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 9  | 1-4 | SKY738 | 下地   | 16:40 | 18:10 | 18:55 | 20:55 | 177 名   |         |         | 4 台   |      |       |
|                   | 10 | 6-8 | ANA738 | 宮古   | 16:45 | 18:15 | 19:00 | 21:00 | 165 名   |         |         | 4 台   |      |       |
| 総合計               |    |     |        |      |       |       |       |       | 9,786 名 |         |         | 232 台 |      |       |

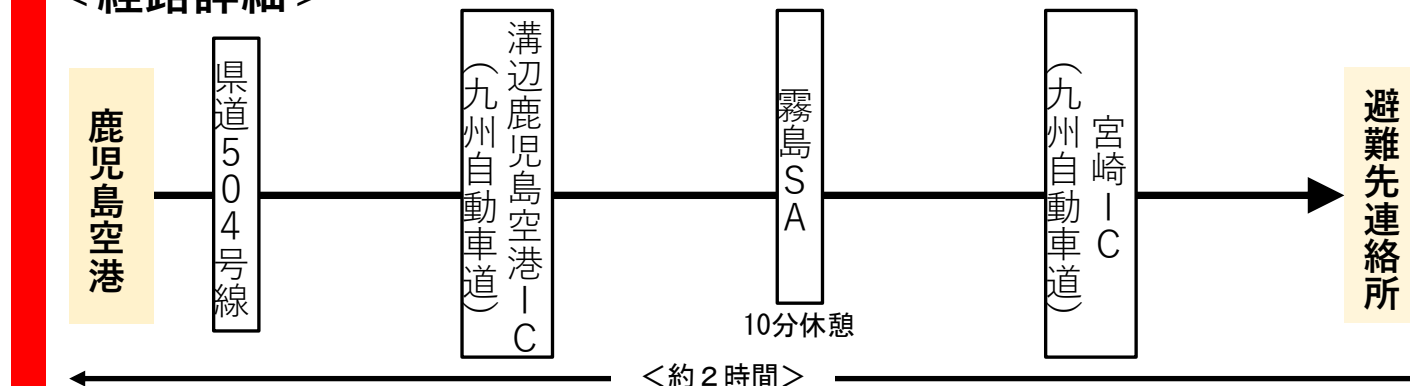
※使用するバスは、大型バス（45名定員を）想定。

# 避難時の輸送経路



出展：Google map

## <経路詳細>



## 航空機から輸送バスへの乗り換え

- 鹿児島空港に到着した避難住民の航空機から輸送バスへの乗り換え方法については、現在沖縄県において検討が進められており、現時点では以下の3つのパターンが検討されている。

### (パターンA)

オープンスポット（※1）に航空機を駐機させ、輸送バスを航空機のすぐ側に付けて乗り換えを行う方法

### (パターンB)

パッセンジャーボーディングブリッジ（※2）を使用するスポットに航空機を駐機させ、空港ターミナル内に進入後、輸送バスへの乗り換えを行う方法

### (パターンC)

オープンスポットに航空機を駐機させ、空港の構内バスにて空港ターミナル内に進入後、輸送バスへの乗り換えを行う方法

（※1）パッセンジャーボーディングブリッジを使用せず、タラップで乗り降りするスポット

（※2）航空機と空港ターミナルを直接繋いで乗り降りするための移動式の橋

- これらのパターンは、航空機の高さや到着時に使用するスポットの種類に応じて検討されているものであり、今後、各便ごとのパターンが確定した時点で、沖縄県側と具体的な乗り換え手順の協議を行っていく。



# 鹿児島空港からの避難経路及び輸送イメージ（パターンA）

航空機はオープンスポットに駐機、チャーターバスを機側につけ乗換え

第1ゲート





# 鹿児島空港からの避難経路及び輸送イメージ（パターンB）

パッセンジャーボーディングブリッジ（PBB）を有するスポットに駐機、通常の流れと同様に空港ターミナル内に進入、チャーターバスに乗換え





# 鹿児島空港からの避難経路及び輸送イメージ（パターンC）

オープンスポットに駐機、構内バスにて空港ターミナルに入り、  
チャーターバスに乗換え

主に小型ジェット機（B738）を想定

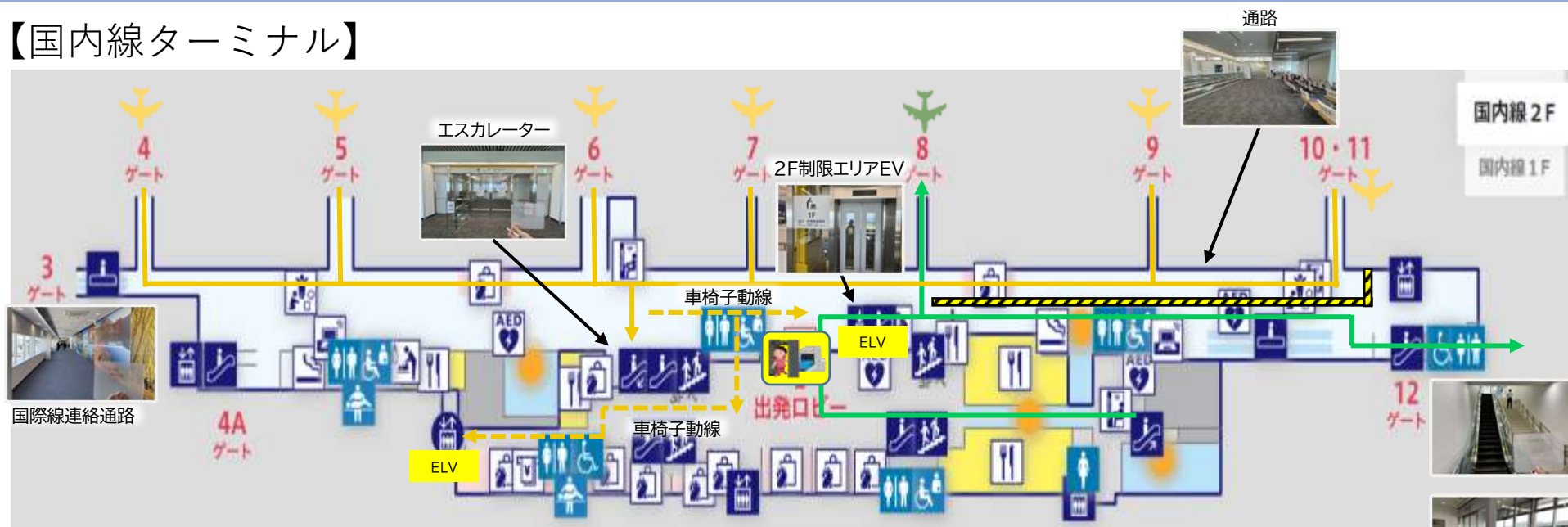




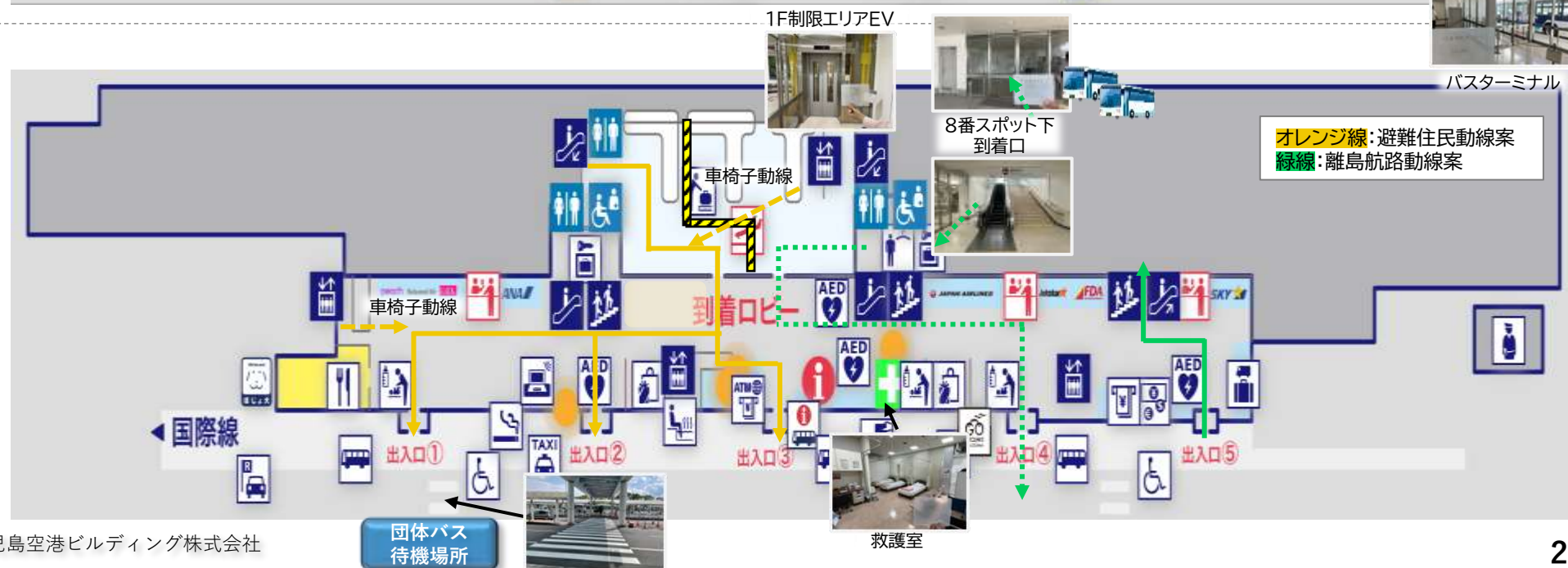
# 鹿児島空港ターミナル内におけるPBB付スポットからの避難動線①

## 【国内線ターミナル】

2 階



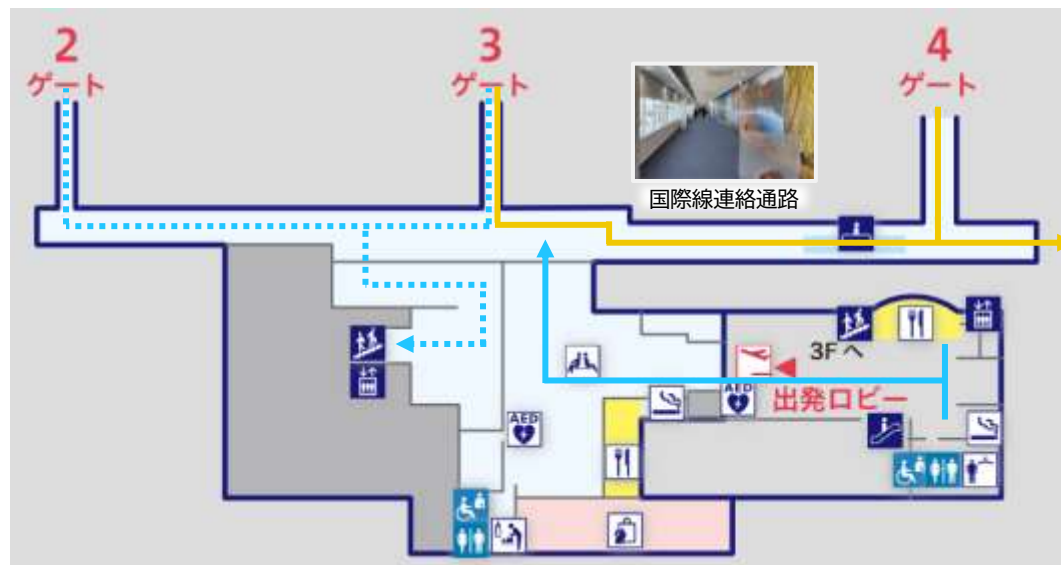
1 階





# 鹿児島空港ターミナル内におけるPBB付スポットからの避難動線②

## 【国際線ターミナル】



## 【②収容施設の供与】避難先連絡所の設置・選定について

### 検討の前提及び想定

- 避難住民の円滑な受入れのため、避難住民の本県到着後、本人確認や収容ホテルの調整等を行う「避難先連絡所」を設置する。
- 本県では1日あたり約1,600人が避難してくるため、多人数の収容に対応した施設とする。
- 避難住民のコミュニティの維持に配慮し、全て宮崎市内の宿泊施設で受け入れる想定であるため、宮崎市内の施設とする。
- 家族構成等の都合により宮崎市内の宿泊施設の定員をフルに活用できず宿泊施設が不足する可能性も考慮して、近接する自治体へのアクセスが良い施設とする。
- 避難当日に受入先が決まらない避難住民がいる可能性を考慮し、一時的に宿泊できる施設が近隣に所在する施設とする。
- 避難の時期は決まっていないため、夏や冬など、暑さや寒さが厳しい時期に避難してくることも想定されることから、冷暖房の設備を備えた施設とする。

### 宮崎県における検討結果

- 避難先連絡所の選定にあたり、まずは公的施設を対象に検討を行ったが、宮崎市には上記の要件を全て満たす公的施設は存在しないことから、避難住民の受入れをより円滑に行い、避難住民の負担軽減を図るために、要件を満たす民間施設を選定する（当該施設を管理する事業者には承諾済）。

※避難先連絡所の立ち上げ及び運営については、民間事業者への委託を想定。

# 避難先連絡所の機能について

## 1 到着後の受付（収容完了まで）

→避難先連絡所に到着した避難住民の受付を行い、予定どおり避難しているかを確認。

## 2 医師及び保健師等による健康相談対応（収容完了まで）

→基礎疾患や避難のストレスなどによる不安や体調不良を訴える避難住民に対し、医師及び保健師等による相談対応を実施。

## 3 収容施設の調整（収容完了まで）

→避難住民の収容先となるホテル等との収容調整を実施。

## 4 収容施設への移送までの一時的な宿泊場所（収容完了まで）

→避難当日にホテル等への収容が決まらなかった場合に、一時的な宿泊場所として使用。

## 5 食事の提供（収容完了まで）

→避難所に到着してから収容施設に向けて出発するまでの間、希望する避難住民に対して食事を提供。

## 6 生活相談窓口の設置

→希望する避難住民に対して、避難先での生活に根ざした相談等に対応する窓口を設置。

## 7 飲料水及び生活必需品の提供

→飲料水や衣服・日用品等の生活必需品の物資拠点を設置し、避難住民に対して提供。

## 8 避難住民の集いの場の設置

→コミュニティの維持に配慮し、避難住民が集まって自由に話ができる場を設置。

## 9 避難元自治体の役場機能の移転

→住民の避難に合わせて避難してくる沖縄県宮古島市の市職員が避難住民支援等の業務を行うための執務スペースの確保及びパソコン等の資機材の設置。

## 避難当日の避難先連絡所利用の流れ

①避難先連絡所に到着したら「受付エリア」で受付及び今後の流れを聞いた後、「一時待機エリア」に着席し、一時休憩

②「収容調整エリア」に移動し、収容先の宿泊施設を決定

必要に応じて

③「健康相談エリア」  
で健康相談

③「生活相談エリア」  
で生活相談

③「食事提供エリア」  
で食事

③「物資エリア」で  
物資を受領

④「収容先出発待機エリア」に移動し、ある程度人数がまとまった時点で避難先連絡所への輸送時に使用したバスに乗車し、ホテル等へ移動  
(※交通事業者職員がホテル等到着時に降車確認)

※避難当日に宿泊施設が決定しなかった避難住民又は夜間で到着人数の多い時間帯に避難先連絡所に到着して健康相談を希望する避難住民については、近くの宿泊施設に一時宿泊してもらい、翌日に調整を再開



# 宿泊施設との収容調整

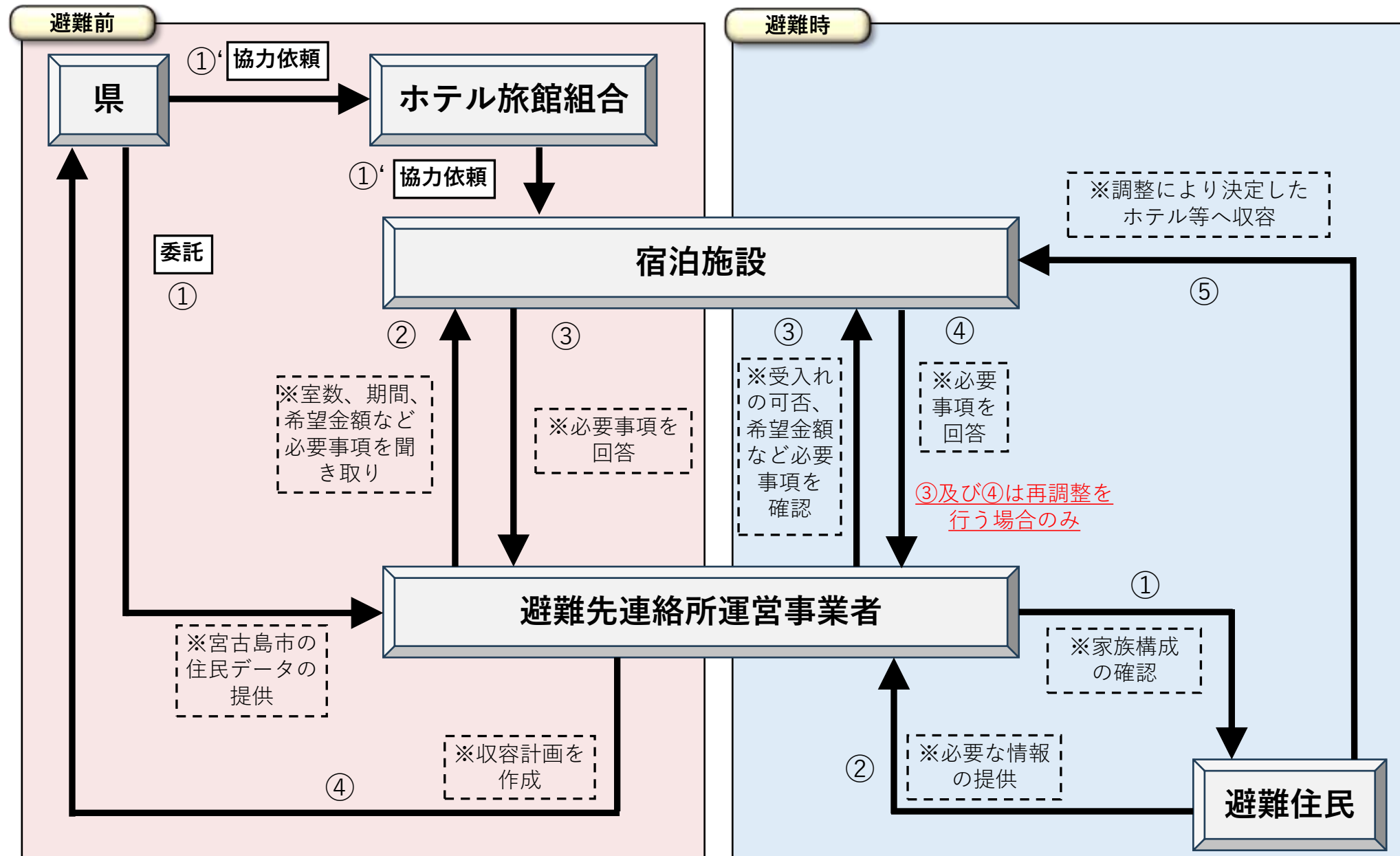
## 検討の前提及び想定

- 通常、旅行者が宿泊施設を予約する場合の方法として、①施設への直接連絡等（電話、直営サイト）による予約  
②ネット上や実際に店舗を構える旅行代理店を仲介しての予約、の2種類が考えられる。今回の取組では事前に国から国民に対して九州・山口各県への入域の自粛要請が発出される予定であり、これを受けて旅行者が自らホテル等の予約をキャンセルし、避難開始までに県内の宿泊施設は全て空室となっているものとする。
- 避難住民の収容調整を円滑に行うためには、事前に宿泊施設に対して確認を行い、受入れの可否、受入可能な室数及び期間、一泊あたりの希望金額などを聞き取った上で、大まかな収容計画を立てておき、避難住民が避難してきた際に速やかに調整が行えるよう事前に準備をしておく。

## 宮崎県における検討結果

- 県が避難先連絡所運営事業者に対して委託を行い、収容調整を実施する。
- 避難先連絡所運営事業者は、避難開始前に余裕を持って宮崎市内のホテル等に対して聞き取りを行い、受入れの可否や、受入れに関する条件等を確認した上で、対応可能なホテル等の一覧データを作成する。  
なお、運営事業者からのホテル等への聞き取りに際して、県から県ホテル旅館生活衛生同業組合に要請し、同組合から組合加盟ホテル等に対して受入れへの協力依頼を行ってもらう。
- 一覧データの作成後、県が宮古島市から引き継いだ住民データをもとに、運営事業者がコミュニティの維持や世帯の構成等を考慮しながら、収容計画を作成する。なお、収容計画作成の結果、避難住民に対して宮崎市内宿泊施設の提供可能部屋数が不足することが判明した場合は、宮崎市に近接する自治体に所在する宿泊施設に対して追加の聞き取りを実施する。
- 避難住民の収容調整時に、事前に作成した収容計画を参考に調整を行い、世帯人員の変更等事前に把握できない情報があれば、その情報も踏まえて調整を行った上で、収容先を決定する。

# 宿泊施設との収容調整スキーム



# 具体的な検討を行うコミュニティに対する宿泊施設の割振計画（3，487名分）

| コミュニティ            | 世帯区分  | 世帯数 | ホテル A |    |    |    | B   |   | C      |    | D   |    |    | E       |    | F      |        | G    |    | H   |   |      |      | I   |    | J   |     | K   |    |     | L   |    |   |
|-------------------|-------|-----|-------|----|----|----|-----|---|--------|----|-----|----|----|---------|----|--------|--------|------|----|-----|---|------|------|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|---|
|                   |       |     | S     | W  | T  | 3名 | S   | T | T      | 3名 | S   | W  | T  | W       | T  | T      | 4名     | T    | 6名 | 3名  | T | 4名   | 5名   | T   | 4名 | 3名  | 4名  | S   | W  | T   | S   | W  | T |
| 大三俵三区<br>(2,163名) | 単身    | 683 | 327   |    |    |    | 219 |   |        |    | 137 |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 2人世帯  | 229 |       | 16 | 24 |    |     | 5 |        |    |     | 14 | 48 | 19      | 40 | 2      |        | 61   |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 3人世帯  | 110 |       |    |    | 7  |     |   |        | 16 | 5   |    |    | 10(20)  |    | 34(68) | 38(76) |      |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 4人世帯  | 98  |       |    |    |    |     |   | 19(38) |    |     |    |    | 51(102) |    |        | 10     |      | 18 |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 5人世帯  | 38  |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        | 38   |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 6人世帯  | 11  |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        | 11   |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 7人世帯  | 4   |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        | 4(8) |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 8人世帯  | 2   |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        | 2(4) |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 9人世帯  | 0   |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 10人世帯 | 0   |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
| 七原<br>(1,324名)    | 単身世帯  | 319 |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   |      |      |     |    |     | 105 | 5   | 30 | 143 | 24  | 12 |   |
|                   | 2人世帯  | 119 |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      | 38 | 16  |   |      | 9    | 29  | 27 |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 3人世帯  | 70  |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      | 70 |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 4人世帯  | 69  |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   |      | 49   |     | 20 |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 5人世帯  | 35  |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   | 35   |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 6人世帯  | 10  |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    | 10  |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 7人世帯  | 4   |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   | 2(4) | 2(4) |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 8人世帯  | 1   |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   | 1(2) |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 9人世帯  | 0   |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   |      |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
|                   | 10人世帯 | 1   |       |    |    |    |     |   |        |    |     |    |    |         |    |        |        |      |    |     |   | 1(2) |      |     |    |     |     |     |    |     |     |    |   |
| ホテルごとの収容人数        |       |     | 428   |    |    |    | 229 |   | 124    |    | 276 |    |    | 352     |    | 146    |        | 608  |    | 585 |   |      |      | 286 |    | 134 |     | 140 |    |     | 179 |    |   |

凡例：S（シングル）、W（ダブル）、T（ツイン）

## 【ホテル割当の考え方】

宮崎市内では、中心市街地及び青島にホテルが集中。コミュニティ維持の観点から、より人口の多い大三俵三区を中心市街地メイン、七原を青島メインとする。

### <大三俵三区>

- ・ 中心市街地のホテルをメインに受入れを行い、一部郊外のホテルも活用して受入れを行う。

### <七原>

- ・ 青島を中心に受入れを行い、客室数の不足する単身世帯については、宮崎市中心部のホテルを活用して受け入れる。
- ・ なお、青島のホテルはJ Rの駅に近い位置にあるため、避難住民が鉄道を利用する可能性も考慮し、コミュニティ維持の観点から七原の単身者を受け入れるホテルは宮崎駅に近いホテルとする。

## 【宮古島市職員及び当日調整できない避難住民】

避難先連絡所近隣の宿泊施設に宿泊する（避難住民は翌日調整再開）。

## 【③食品・飲料水の調達・提供】

### 検討の前提及び想定

- 国民保護法では避難住民に対して金銭を支給することができるものの、国からの指示により、今回の計画作成においては、避難住民に直接食品及び飲料水を提供する「現物支給」に限って検討を行う。
- 食品については、レストランなど食材を調理し提供できる設備を有する宿泊施設においては、可能な限り当該設備を用いて避難住民に対して食事を提供してもらう。ただし、宿泊施設の中には、レストランなどの設備がない施設や、レストランはあっても、3食全てを提供することはできない施設も存在するため、不足する分については、弁当を提供する。
- 飲料水については、平時においても各宿泊施設の中には宿泊者に対してペットボトル飲料水を提供している施設が存在することから、可能な範囲で各宿泊施設から避難住民へ提供してもらい、不足する分については県が調達を行い、避難住民へ提供する。

### 宮崎県における検討結果

- 食品については、レストランなどの宿泊施設内の設備を用いた提供を基本とし、不足する分については、県仕出し弁当協会から弁当を調達し、提供する。また、宿泊施設の中には、設備はあっても対応可能な人数に限りがある施設も存在することから、そういった宿泊施設に対しては、例えば避難している住民のうち半数をレストラン、半数を弁当とし、日によって入れ替えるなど、可能な限り設備を活かせるよう柔軟に対応する。
- 宿泊施設ごとの弁当の必要数の確認及び発注については、運営事業者が各宿泊施設に対して翌日の各食の必要提供数を聞き取って県仕出し弁当協会に発注し、同協会が各宿泊施設へ配送を行う。
- 飲料水については、平時において各宿泊施設が宿泊者に対して提供している仕組みを可能な限り活用することとし、不足する分は、県が小売事業者から調達し、避難先連絡所内の物資拠点において提供する。



# 食品の提供パターン

パターン①

3食とも  
レストラン

朝食



昼食



夕食



パターン②

レストランと  
弁当の併用



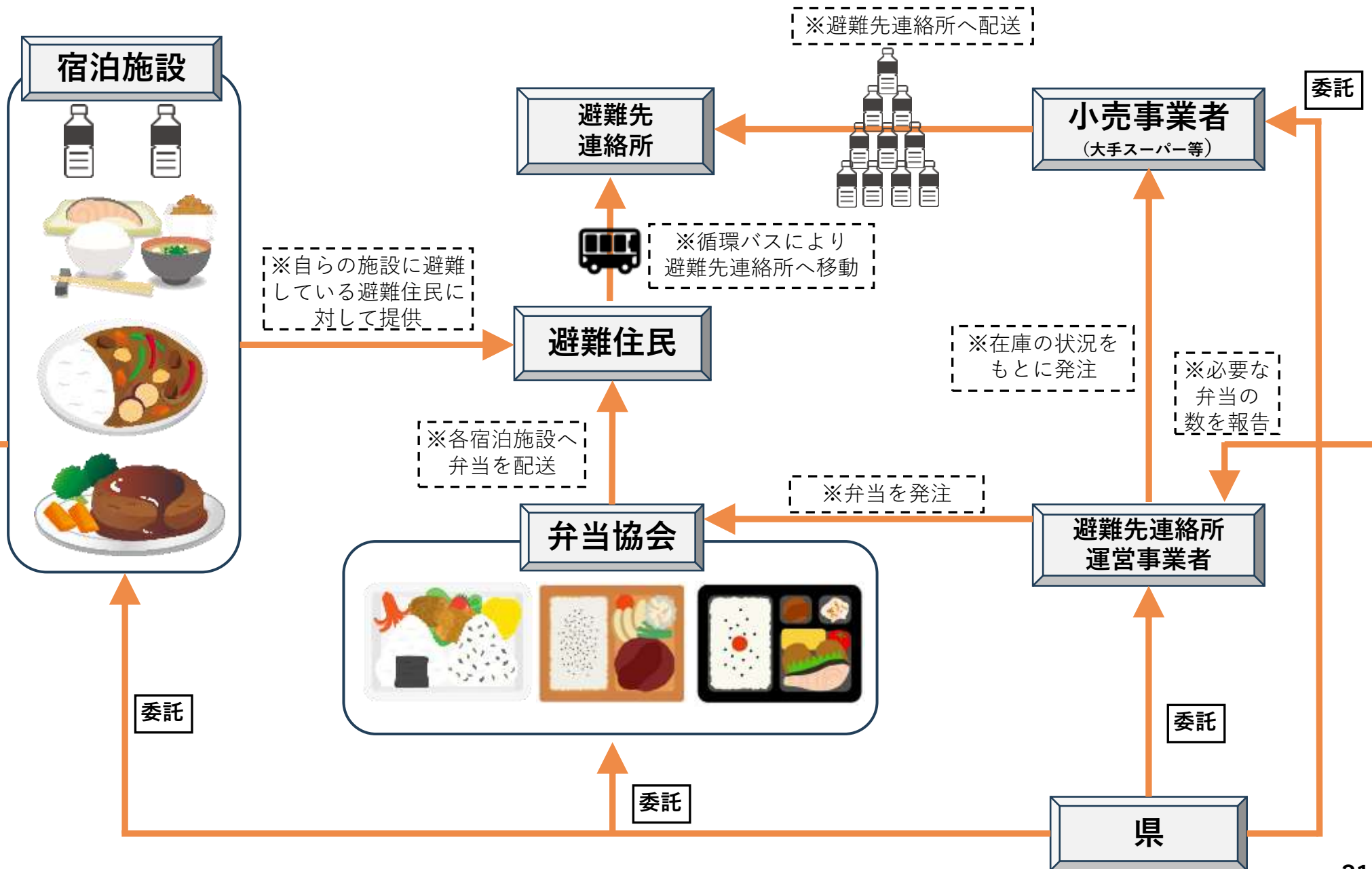
パターン③

3食とも  
弁当



※各宿泊施設の設備等を考慮して決定

# 食品及び飲料水の提供スキーム



## 【④生活必需品の調達・提供】

### 検討の前提及び想定

- 国民保護法では避難住民に対して金銭を支給することができるものの、国からの指示により、今回の計画作成においては、避難住民に対して直接生活必需品を提供する「現物支給」に限って検討を行う。
- 生活必需品の内容として、まずシャツなどの外衣や下着、靴下などの「衣料品」、ついで歯ブラシやカミソリ、紙おむつ、生理用品などの「日用品」が必要になるものとする。
- このほかにも、個人の嗜好や生活スタイルにより生活必需品の内容は異なることが想定されるが、全てのニーズに対応した生活必需品を避難当初の段階から揃えることは困難であり、可能な範囲で対応する。
- 生活必需品の提供方法について、物資拠点で提供する方法と、各収容施設へ配送する方法が考えられるが、各収容施設へ配送する方法は、収容施設の数が多いことから、細かな補充に対応できず、かえって避難住民の利便性を損ねる可能性が高いため選択しない。

### 宮崎県における検討結果

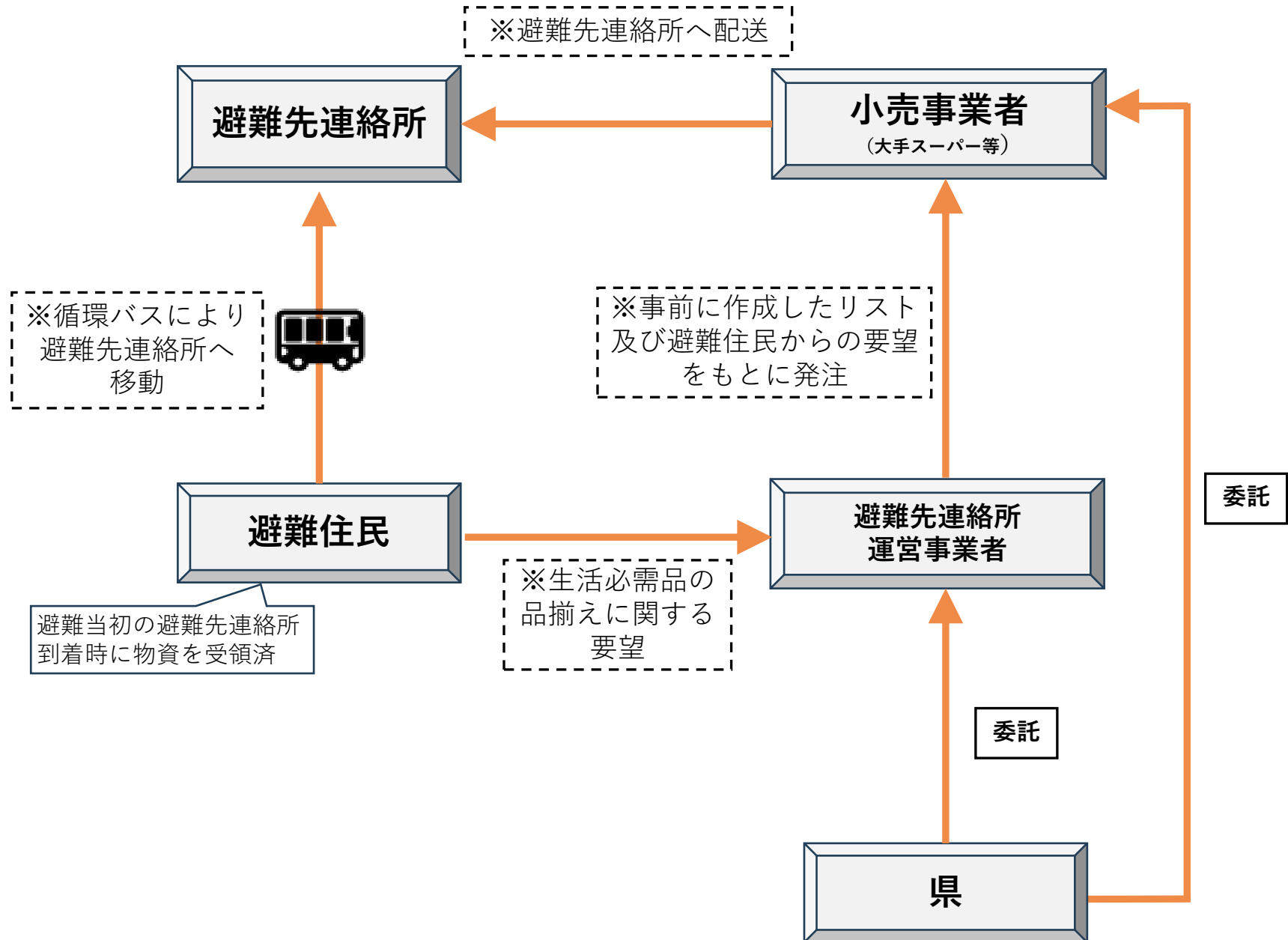
- 提供する生活必需品については小売事業者から調達することとし、調達する内容については、あらかじめ県と小売事業者で協議を行い、提供可能リストを作成した上で、避難当初においては、当該リストから必要と想定される物資を選択し、調達を行う。なお、避難住民の個別のニーズについては、避難住民からの要望をもとに、可能な限り対応していく。
- 提供は避難先連絡所内の物資エリアにおいて行うこととし、避難住民が必要に応じて物資を取りに来る方法をとる（まずは避難当初の避難先連絡所到着時に物資を受領し、その後、不足分を必要に応じて取りに来る）。
- 避難先連絡所への物資の配送は、小売事業者が行う。
- 避難先連絡所での品出し、欠品補充等の在庫管理、小売事業者への追加発注等の業務は、避難先連絡所の運営を委託する民間事業者が行う。

# 避難当初に必要なとなる生活必需品リスト（案）

| 分類  | 品目          | 分類                                                                                                                                                                 | 品目                 |
|-----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 衣料品 | Tシャツ（トレーナー） | 日用品                                                                                                                                                                | ハンカチ               |
|     | ズボン         |                                                                                                                                                                    | はさみ・カッター           |
|     | パジャマ        |                                                                                                                                                                    | シャンプー・コンディショナー     |
|     | コート         |                                                                                                                                                                    | ボディーソープ            |
|     | 下着          |                                                                                                                                                                    | 洗顔料                |
|     | 靴下          |                                                                                                                                                                    | 手提げぶくろ             |
|     | 靴           |                                                                                                                                                                    | U S B 充電器          |
|     | ベルト         |                                                                                                                                                                    | マルチ電源タップ           |
| 日用品 | 歯ブラシセット     |                                                                                                                                                                    | コンタクトレンズ保存液・容器     |
|     | カミソリ        |                                                                                                                                                                    | 筆記用具               |
|     | 紙おむつ（子供・大人） |                                                                                                                                                                    | ポリぶくろ              |
|     | 哺乳瓶         |                                                                                                                                                                    | 雨具（傘・合羽）           |
|     | 粉ミルク        |                                                                                                                                                                    | 電気ケトル（宿泊施設にない場合のみ） |
|     | ティッシュペーパー   |                                                                                                                                                                    | 電子レンジ（宿泊施設にない場合のみ） |
|     | 生理用品        | ※沖縄県側では、航空機搭乗時の手続き円滑化等の観点から、避難住民の手荷物は「 <u>バッグ（3辺の和が100cm以内）＋身の回り品（ハンドバッグ、傘など座席下に収納できるサイズのもの）</u> であって、 <u>合計重量が10kg以下のもの</u> 」と統一しており、長期避難に必要な荷物は別送する方向で検討が行われている。 |                    |
|     | タオル         |                                                                                                                                                                    |                    |
|     | マスク         |                                                                                                                                                                    |                    |



# 生活必需品の提供スキーム



## 【⑤避難者の健康管理】

### 検討の前提及び想定

- 自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、今回の計画では、武力攻撃予測事態において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生していない。
- 宮崎県を含む九州・山口各県は平時の状態であり、県内の医療機関も通常どおりの診療を行っている。
- 一方で、避難住民は県内の医療機関の情報を全く知らないため、診療科ごとの医療機関の住所等や休日当番医などの情報を提供することが必要である。
- 入院患者等の要配慮者の避難については、今年度沖縄県側において具体的な手順等を検討中であり、令和7年度から九州・山口各県において検討を開始する予定。

### 宮崎県における検討結果

- 避難先連絡所到着時に、基礎疾患がある方や避難のストレスなどによる不安や体調不良を訴える方などで、健康相談を希望する避難住民に対して、医師や保健師等による健康相談を実施する。
  - 体制は、県及び市の保健所や宮崎市内の病院等の医療従事者を中心に構成する。
- 避難先の宿泊施設へ移動後は、保健師等による健康相談窓口を設け、希望者からの相談対応を行う。
  - また、相談対応時に継続したケアが必要と判断した場合、必要に応じて医療機関の案内を行う。
  - 体制は、県及び市の保健所や医療機関、関係団体に構成する。
- 避難住民への県内医療機関の情報提供手段として、厚生労働省が所管している「医療情報ネット」を避難住民へ周知する。なお、ネット通信の手段を持たない避難住民のために紙媒体の一覧表も用意し、希望者へ配布する。
- 慢性疾患のうち、病院での透析が必要な避難住民については、県と関係団体が連携し、受入れ可能な医療機関を事前に調整の上、案内する。
- 避難完了後、避難住民は必要に応じて県内の医療機関を受診する。なお、その際の受診は通常の医療保険制度を利用して行う。

# 避難者の健康管理の提供イメージ

## 避難先連絡所到着時

## 避難完了後（宿泊施設移動後）

### 医療

医師等による  
健康相談対応

- ・ 提供される情報をもとに避難住民が医療機関を選択して受診（通常の医療保険制度を利用）
- ・ 透析患者には、受入可能な医療機関を事前に調整の上、案内

### 保健

保健師等による健康相談対応（必要に応じて医療機関案内）

### 情報提供

県内の医療機関情報の提供（医療情報ネット及び紙媒体）

## 【⑥通信設備の提供】

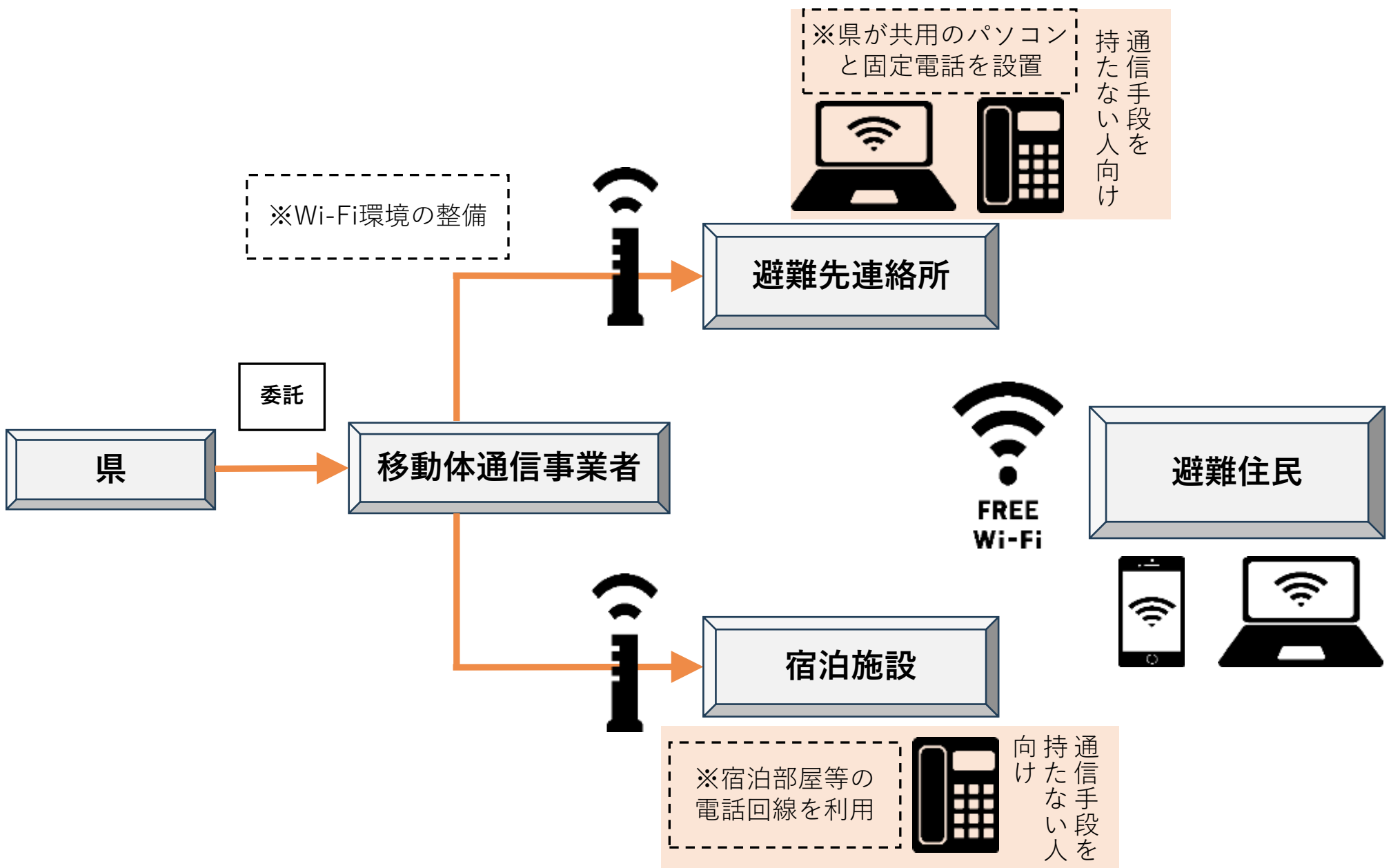
### 検討の前提及び想定

- 先島諸島からの住民避難については、避難住民はスマートフォンやタブレット等自らが保有する通信手段を携行して避難してくる。
- 本県を含む九州・山口各県では平時の社会経済活動等が営まれているため、携帯各社の基地局は通常どおりの利用が可能である。
- 避難先の各宿泊施設の中には、平時から宿泊客に対して施設内で使用できるWi-Fi通信環境を提供しているところもある。

### 宮崎県における検討結果

- スマートフォンやタブレット等の通信手段については避難住民が携行してくることを前提に、避難先連絡所及び避難先の宿泊施設においてWi-Fi環境を整備する。
- Wi-Fi環境の整備に当たっては、移動体通信事業者4社（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する、施設の躯体へ影響を与えない形で整備可能なWi-Fiネットワークの仕組みを活用する。
- 宿泊施設のうち、すでにWi-Fi環境が整備されている施設については、そちらを優先して活用する。
- スマートフォンやタブレット等の通信手段を有しない避難住民については、避難先連絡所の「避難住民の集いの場」に設置する共用パソコン及び固定電話を、宿泊施設においては宿泊部屋等の電話回線を利用してもらう。

# 通信設備の提供スキーム

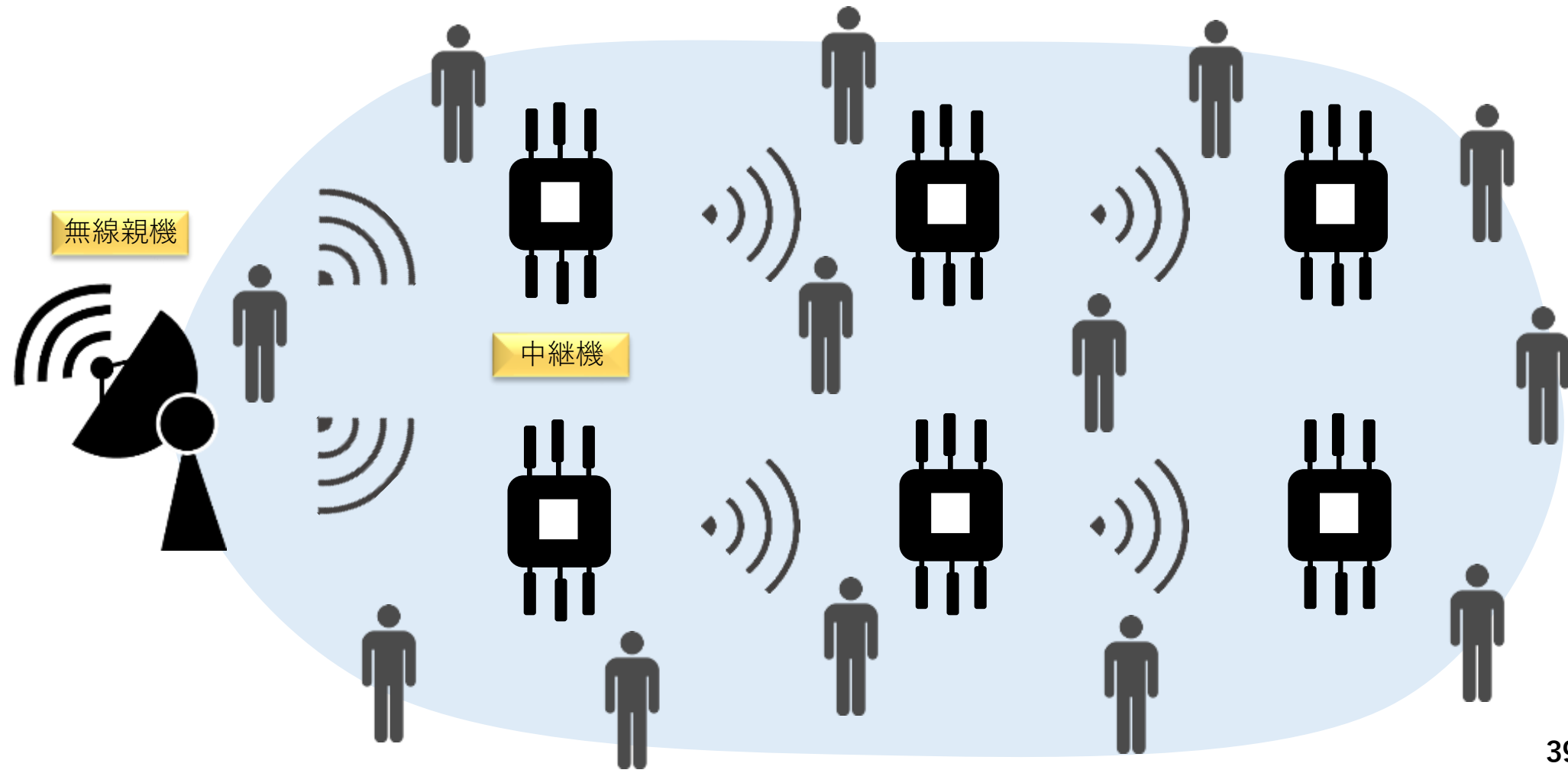




# Wi-Fi環境の一例（マルチホップを使用した通信環境の確保）

## マルチホップについて

- 複数の中継機を連携させてデータを中継することにより、広範囲の通信環境の確保を可能とするネットワーク技術。
- 中継機ごとの通信範囲は機器によって異なるが、施設の躯体に影響を与えない形での導入が可能。



# 【その他】避難先連絡所等と収容施設を結ぶ循環バスの運行

## 検討の前提及び想定

- 宮崎県は公共交通機関がそこまで発達しておらず、避難住民は自家用車を運搬して避難してくることはできないため、各宿泊施設から避難先連絡所へ生活必需品を取りに行く等の際の交通手段が課題となる。
- また、避難完了後も避難住民同士のコミュニティを維持していく観点からも、ホテルや避難先連絡所を経由する交通手段が必要である。

## 宮崎県における検討結果

- 避難住民のコミュニティの維持と利便性向上の観点から、避難完了後に、避難先連絡所等と各宿泊施設を経由する循環バスの運行を以下のとおり実施。

### <運行期間>

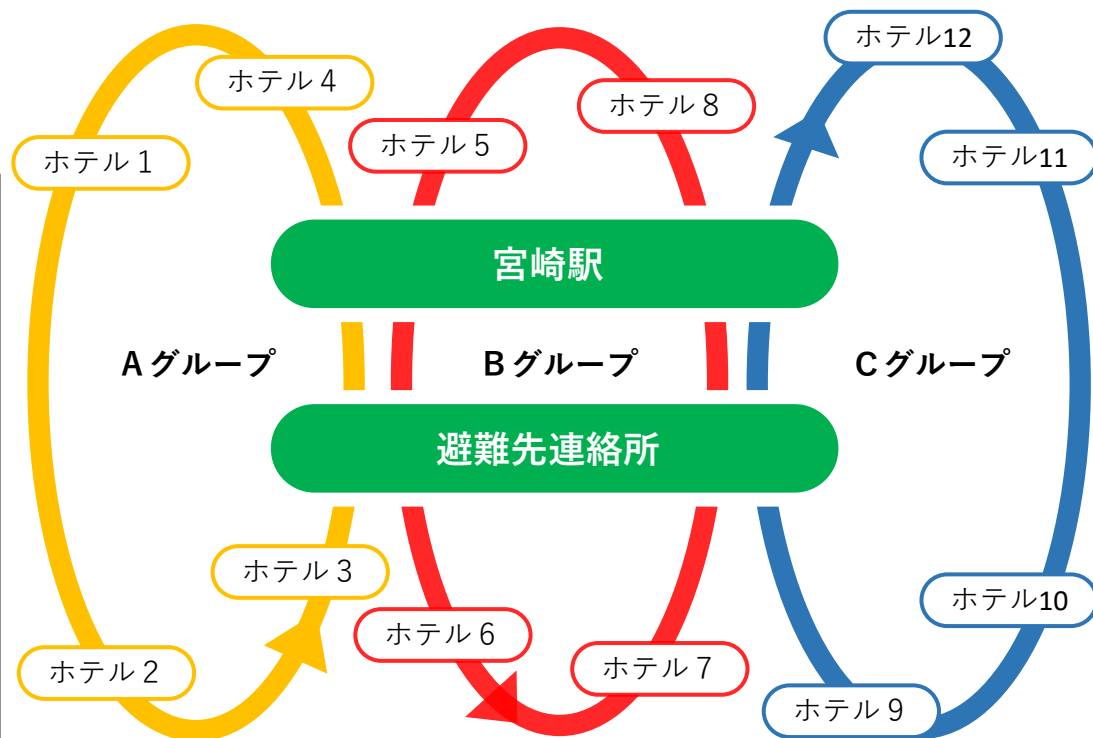
本計画の検討範囲である避難当初の約1か月間とし、それ以降に運行するかについては、来年度以降の検討状況をもとに判断。

### <運行ルート>

避難住民の利便性向上及び運行効率化の観点から、各収容施設を地域ごとにグループ分けし、各グループの中で循環するルートを作成する。また、経由地として避難先連絡所のほかに宮崎駅を設定することにより、買い物等の利便性を向上させるとともに、他グループのルートへの乗り換えを容易にすることで、コミュニティの維持を図る。

※循環バスの運行については、交通事業者への委託を想定

## 循環バス運行イメージ



## 路線バス及びコミュニティバス利用の検討

- 避難生活においては、生活必需品以外の買い物や病院の受診、金融機関等での手続きなどが必要になることが想定されるため、循環バスとは別に、交通事業者が運営する路線バスや、自治体が運営するコミュニティバスの利用を検討する。
- バスの利用にあたっては、県民利用への影響を軽減するためのルールづくりや、利用の方法等を定める必要があり、今後、交通事業者や自治体と協議の上検討を進める。



コミュニティバス



一般路線バス

### 検討の前提及び想定

- 宮古島市から避難してきた避難住民にとって、宮崎市（あるいは同市に近接する自治体）は全く土地勘のない場所であり、日常的な買い物1つとっても、自分の欲しいものがどこに行けばあるのか、どんな施設があるのかを知らない。
- また、公共交通機関の種類やゴミの分別の仕方、宮古島市とは異なる地域慣習など、避難住民が避難生活を送る上で必要な知識等について相談できる場が必要である。

### 宮崎県における検討結果

- 避難先連絡所において、避難住民を対象とした相談窓口を以下のとおり設置する。

#### <設置期間>

本計画の検討範囲である避難当初の約1か月間とし、それ以降に設置を継続するかについては、来年度以降の検討状況をもとに判断。

#### <設置場所>

避難先連絡所での対面及び電話での受付。

#### <相談内容>

主に右イメージのような市内での生活に根ざした相談への対応を実施。

#### <実施体制>

県職員及び市職員並びに避難先連絡所運営事業者スタッフにより実施。

### 生活相談のイメージ

ごみの分別方法を  
教えてほしい

目的地に行くのに  
利用可能な  
交通手段は？

市内には  
どんな公共施設が  
あるのか？

こどもを公園で遊ば  
せたいけど、近くに  
いい公園はないか？

市内にある  
大きな商業施設を  
教えて欲しい

### 宮古島市との役割分担

- 県では、上記のとおり市と連携して避難住民が本県で生活していく上での困りごとや問い合わせ等に対応する窓口を設置予定。
- 一方で、例えば児童虐待やDV、自殺対策といった、これまで宮古島市で対応を行ってきた分野に関する相談対応については、宮古島市の役場機能が本県へ移転してくる想定であることから、引き続き宮古島市に対応してもらう想定とし、今後、宮古島市と協議を行っていく。

## 【① 輸送手段の確保】

### 1 バス運転手の確保

- 交通事業者との意見交換では、前提のとおり県内は平時の状態であり路線バスは通常運行していること、また、県内学校において教育旅行などが実施されている時期は貸切バスの需要が高まることから、時期によっては運転手が不足する可能性があるとの課題が確認された。
- その場合、他県に対して応援を要請することが想定されるが、今回の計画では九州・山口各県でもバスによる避難者の輸送を計画しており、九州管内の調整だけではバス運転手が確保できない可能性が高い。このため、今後、国も含めて、九州・山口を除く地域からのバス運転手の応援体制を検討する必要がある。

### 2 避難住民の受け渡しの検討の具体化

- 今年度は沖縄県側の検討スケジュールの都合上、未確定のフライトスケジュールをもとに輸送バスの運行スケジュールを作成しているほか、鹿児島空港における避難住民の受渡しの場所や受け渡しの確認方法が未整理となっている。
- 今後これらの項目が詳細に示された時点で、再度具体的な検討を行う必要がある。

## 【② 収容施設の供与】

### 1 国が行う自粛要請によって生じる宿泊施設のキャンセル等への補償

- 今回の計画では、住民避難の開始に先立ち、避難を円滑に進めるため、国から国民に対して九州・山口各県への入域の自粛要請を発出する想定であるが、それによって生じる宿泊施設のキャンセル等への補償などの考え方が国から示されていないため、今後、国も含めて具体的な議論を行う必要がある。

### 2 宿泊施設に避難する際の宿泊金額

- 国の告示により、1人1泊あたりの上限額については7,000円を基準とし、その基準では避難が円滑に行えない場合は特別な基準を定めることとされているが、現時点では宿泊金額に対する具体的な検討が行われていないため、九州・山口各県の意見も参考にしつつ、今後国において宿泊金額の相場を加味した制度上の対応可能額についての議論を行う必要がある。

### 3 避難元自治体の役場機能移転の法的な位置づけと費用負担

- 避難元自治体の役場機能移転は、国民保護法第75条第1項に定める「救援」の対象とはなっていないため、法的な位置づけや移転に係る費用の負担が国から示されていないため、今後国において具体的な検討が行われる必要がある。

## 【③ 食品・飲料水の調達・提供】

### 1 避難住民の食物アレルギーの確認方法

- 現時点では、避難住民の情報について沖縄県側からどの程度の情報提供があるかが決定していないため、避難住民のアレルギーに関する情報を宮崎県側が避難住民への聞き取り等により入手するのか、それとも沖縄県側から提供を受けるのかが不明確であるので、今後、沖縄県側と具体的な協議を行う必要がある。

### 2 支給方法

- 現時点では、現物支給のみに限定して検討を行うこととされているが、想定では九州・山口各県において平時の社会経済活動等が営まれており、飲食店も営業していることから、現物支給に限定せずクーポン等の発行による飲食店の利用を検討の対象とすることについて、今後、国も含めて議論を行う必要がある。

## 【④ 生活必需品の調達・提供】

### 1 支給方法

- 「食品・飲料水の調達・提供」の項目と同様に、現時点では現物支給のみに限定して検討を行うこととされており、クーポン等により避難住民自らが小売店で調達することを検討の対象とすることについて、今後、国も含めて議論を行う必要がある。

## 【⑤ 避難者の健康管理】

### 1 詳細な住民情報の事前提供

- 避難者の健康管理のうち、特に透析を必要とする避難住民については、一般的な透析の間隔が週3回であり、また、沖縄県からの避難に1日を費やすことを考慮すると、事前に県内での受入医療機関を調整しておく必要がある。  
事前に調整を行う場合、透析に必要な条件や服用中の薬などの情報が必要になるが、現時点で沖縄県側からどの程度の情報提供があるかが決定していないため、今後、沖縄県側と具体的な協議を行う必要がある。

### 2 健康相談における必要事項の事前把握

- 避難先連絡所における健康相談をより円滑に実施するためには、医師や保健師等が事前に患者の基礎情報や主訴を把握することが重要である。ついては、避難先連絡所到着時に避難住民に聞き取るのではなく、例えば宮古島市から避難先連絡所への移動中に避難住民が専用のアプリを使用して基礎情報等を入力し、それを本県が事前に確認するといった体制の整備について、今後、国も含めて議論を行う必要がある。